

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年6月まで  
② 昭和52年7月から53年3月まで

私は、結婚した際に、A市B区役所で国民年金に加入し、区役所や郵便局などで国民年金保険料を夫と一緒に納付してきたにもかかわらず、夫との納付年数が異なっている。申立期間が未納となっていることに納得できないので、改めて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9か月と短期間であるとともに、昭和53年9月6日に申立期間直前の51年7月から52年6月までの国民年金保険料を過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している領収済通知書により確認でき、当時、A市では、国民年金に加入した場合、さかのぼって納付可能な過年度分について納付書を作成し、納付勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人は申立期間についても、この納付書により保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、その夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されているのに対し、申立人の夫の同手帳記号番号は47年10月に払い出されていることが、社会保険事務所の保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和40年1月から同年3月まで

私の国民年金は、昭和36年ごろ行政から通知がきたので、私自身か、亡父かがA市役所で加入手続をした。国民年金保険料は、集金人が毎月店に集金に来ていたので、母親の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間①及び②を除き、60歳になるまで、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人と申立期間当時同居し、保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、昭和35年11月に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、36年4月以降の保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立期間②は、3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は申立期間前後に生活上の大きな変化は無かったとしていることから、申立期間の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで

私は、昭和36年10月に結婚のため、会社を退職した。結婚後、直ちに夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も夫婦二人分を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和37年4月以降、60歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月に払い出されていることが社会保険事務所の保管する同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間の国民年金保険料については、現年度納付することが可能である上、A市において集金人による保険料収納制度が発足した同年9月当時は、厚生省（当時）の通達に基づき、同市においても集金人による過年度保険料を徴収することが可能とされていたことから、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 京都国民年金 事案 1477

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

昭和36年ごろ、国民年金に加入し、申立期間については、集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることは納付できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和37年4月以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、47年11月から第3号被保険者となる61年3月までは、付加保険料も納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和36年7月24日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、国民年金に任意加入しながら、国民年金保険料を納付しないとは考えにくい上、申立人は、37年4月から同年10月までの国民年金保険料を同年10月22日に納付していることが、申立人の所持している国民年金手帳から確認でき、当時、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村でも過年度保険料を収納することが可能とされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨することが通例であったことから、この納付に併せて、申立期間についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月

私の年金記録のうち、昭和56年度は国民年金保険料の免除期間となっているが、私は、昭和56年5月分の国民年金納付通知書兼領収証書を所持しており、申立期間の保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付したことを示す昭和56年度国民年金保険料5月分の「国民年金納付通知書兼領収証書」（昭和56年5月7日付け銀行の領収印有り）を所持しており、A県B郡C町（現在は、同郡D町）が保管している「昭和56年度国民年金保険料整理簿」でも、「56.5.7」の押印が確認できる。

また、上記の国民年金保険料整理簿では、申立期間について「現金還付」の押印が有るが、D町が保管している申立人の国民年金被保険者名簿では、昭和56年度については、申請免除期間と記録されていることが確認できる。しかしながら、申請免除は既に納付された期間を除くと定められていることから、申立人が、いったん納付した保険料を還付処理した同町の事務処理は、適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで

私は、親に勧められて国民年金に加入し、婚姻後は妻が3か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間当時は、市役所の人が集金に来ており、未納の月が有れば、次回の集金時に指摘されて納付していたと思う。未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、それぞれ3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和39年10月以降、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、3か月ごとに集金人が来ており、未納の月が有れば、次回の集金時に指摘されて納付していたとしている上、申立人は、昭和51年1月から同年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間については、保険料を過年度納付することにより未納期間の解消に努めていることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで

私の国民年金については、父親が加入手続を行い国民年金保険料を納付していたはずであり、私が所持している国民年金手帳にも申立期間の保険料を納付したことを示す検認印が有る。未納となっているのは納付がいかないなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに、申立人の父親は申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料については、現年度納付することが可能である上、申立人が所持している国民年金手帳の昭和39年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間に係る保険料を納付したことを示す検認印が有ることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

町内の組長に国民年金の加入を勧められたため、昭和36年4月ごろ、区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口や集金人に納めていた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足後いち早く国民年金の加入手続を行い、昭和38年4月以降、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所又は集金人に納付していたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、当時、37年4月に発出された厚生省（当時）の通達により、38年6月までは、市町村で過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、A市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されており、申立人は、同年4月からの保険料を納付していることが確認できることから、申立期間についてもこの納付に併せて納付したも

のとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年5月1日から26年2月8日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を25年5月1日とし、同年5月から26年1月までの標準報酬月額を、5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和25年5月から26年1月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から26年2月8日まで

私は、A株式会社に途中退職することなく継続して勤務したのに、昭和25年3月1日から26年2月8日までの厚生年金保険の加入期間が空白となっている。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和23年10月10日に厚生年金保険の資格を取得し、25年3月1日に資格を喪失後、26年2月9日に同社において再度資格を取得しており、25年3月1日から26年2月8日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が申立期間においてA株式会社に正社員として、業務内容や勤務形態に変更が無く、継続して勤務していたことは、元役員及び申立人の同僚の供述から認められる。

また、申立期間における社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和25年3月1日に当該事業所の申立人を含む被保険者全員43人が被保険者資格を喪失しているが、そのうち

38人が同年5月1日に再度資格を取得し、申立人を含む5人のうち他の4人についてその後は再取得の記録が無く、申立人のみが26年2月9日に再取得していることから、当時事業主は申立人を含む全ての従業員について一旦、25年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、その後、申立人を除く従業員については、同年5月1日に再び被保険者資格を再取得する手続を行ったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和25年5月1日から26年2月8日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち昭和25年5月から26年1月までの標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録及び当時の同僚の標準報酬月額の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年5月から26年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年3月1日から同年4月30日までの期間については、申立人以外の多数の従業員についても厚生年金保険の加入記録が空白となっている上、当該事業所の元役員及び複数の同僚の供述においても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和25年3月1日から同年4月30日まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年3月8日までの期間に係る船員保険料を事業主（A会、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を20年4月1日、資格喪失日に係る記録を21年3月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年4月から同年12月までは60円、21年1月及び同年2月は110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月10日から21年11月1日まで

私は、申立期間に、B株式会社所有のC丸とD丸に乗船していた。船員保険料も給料から強制的に引かれていたと思う。

社会保険庁の記録では、昭和21年2月までE株式会社に勤務していたことになっているが、乗船記録のとおり、20年4月にはC丸に乗っていたので、重複しているのはおかしい。調査して船員保険の年金をもらえるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社が作成したとする「履歴カード」を所持しており、「履歴カード」によると、昭和20年3月10日に予備船員となり、同年4月17日から同年9月30日までC丸に、同年10月1日から21年8月5日までD丸に乗船している旨記載されており、両船の航路やD丸が沈没したことなどを具体的に記憶していることから、申立人は、申立期間のうち、20年4月17日からD丸が沈没した21年\*月\*日まで、C丸及びD丸に乗船していたことが推認できる。

また、「履歴カード」には、「A会直乗」、「20年4月12日徴用」と記載されており、両船を保有していたB株式会社からは、申立人から提出された「履歴カード」は同社のものであるとの回答があった上、申立期間当時、両船はA会に管理されていた船舶であり、船員保険関係事務はA会が行っていたと供述している。

さらに、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が、申立期間中の昭和20年4月1日から開始されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年3月8日までの期間、A会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B株式会社が作成した「履歴カード」の記録から、昭和20年4月から同年12月までは60円、21年1月及び同年2月は110円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年4月から21年2月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和20年3月10日から同年同月31日までの期間については、申立人は予備船員であったことが確認できるが、予備船員が船員保険の被保険者の対象となったのは同年4月1日以降であることから、当該期間について船員保険の被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和21年3月9日から同年11月1日までの期間については、申立人が乗船していたD丸は同年\*月\*日に沈没しており、その後の乗船記録及び予備船員としての記録が無く、申立人の乗船を確認できる供述等が得られないことから、当該期間について船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月26日から同年6月1日まで

昭和30年5月26日付の人事発令により、A株式会社C工場から同社B工場に転勤し、転勤先のB工場では同年5月26日から勤務しているが、転勤前のC工場に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月27日で、転勤先のB工場での被保険者資格取得日が同年6月1日となっているため、加入期間に1か月の空白が生じているが、確かにA株式会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和30年5月26日にA株式会社C工場から同社B工場に転勤したとしている時期について、社会保険事務所の記録では、同社C工場における厚生年金保険の資格喪失日は同年5月27日と記録され、一方転勤先の記録は、同社B支店において同年6月1日から厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、申立人の申立期間における記録が無い。

しかし、人事発令の記録、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務（昭和30年5月27日にA株式会社C工場から同社B工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年6月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立てに係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12月22日支給分の標準賞与額に係る記録を78万2,000円、72万3,000円及び76万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月22日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年9月30日に社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12

月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録は、78 万 2,000 円、72 万 3,000 円及び 76 万 2,000 円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社 A から提出を受けた賃金台帳（賞与支給一覧表）によれば、社会保険庁に記録されている標準賞与額、78 万 2,000 円、72 万 3,000 円及び 76 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（賞与支給一覧表）において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 24 日、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録を、78 万 2,000 円、72 万 3,000 円及び 76 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 30 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12月22日支給分の標準賞与額に係る記録を29万円、27万9,000円及び29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月22日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年9月30日に社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12

月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録は、29 万円、27 万 9,000 円及び 29 万 2,000 円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社 A から提出を受けた賃金台帳（賞与支給一覧表）によれば、社会保険庁に記録されている標準賞与額、29 万円、27 万 9,000 円及び 29 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（賞与支給一覧表）において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 24 日、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録を、29 万円、27 万 9,000 円及び 29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 30 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12月22日支給分の標準賞与額に係る記録を39万3,000円、39万1,000円及び39万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月22日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年9月30日に社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12

月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録は、39 万 3,000 円、39 万 1,000 円及び 39 万 2,000 円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社 A から提出を受けた賃金台帳（賞与支給一覧表）によれば、社会保険庁に記録されている標準賞与額、39 万 3,000 円、39 万 1,000 円及び 39 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（賞与支給一覧表）において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 24 日、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録を、39 万 3,000 円、39 万 1,000 円及び 39 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 30 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12月22日支給分の標準賞与額に係る記録を75万6,000円、70万1,000円及び50万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月22日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年9月30日に社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12

月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録は、75 万 6,000 円、70 万 1,000 円及び 50 万 2,000 円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社 A から提出を受けた賃金台帳（賞与支給一覧表）によれば、社会保険庁に記録されている標準賞与額、75 万 6,000 円、70 万 1,000 円及び 50 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（賞与支給一覧表）において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 24 日、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録を、75 万 6,000 円、70 万 1,000 円及び 50 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 30 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12月22日支給分の標準賞与額に係る記録を15万円、17万3,000円及び16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月22日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年9月30日に社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12

月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録は、15 万円、17 万 3,000 円及び 16 万 1,000 円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社 A から提出を受けた賃金台帳（賞与支給一覧表）によれば、社会保険庁に記録されている標準賞与額、15 万円、17 万 3,000 円及び 16 万 1,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（賞与支給一覧表）において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 24 日、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録を、15 万円、17 万 3,000 円及び 16 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 30 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12月22日支給分の標準賞与額に係る記録を21万9,000円、20万6,000円及び19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月22日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年9月30日に社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12

月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録は、21 万 9,000 円、20 万 6,000 円及び 19 万 6,000 円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社 A から提出を受けた賃金台帳（賞与支給一覧表）によれば、社会保険庁に記録されている標準賞与額、21 万 9,000 円、20 万 6,000 円及び 19 万 6,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（賞与支給一覧表）において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 24 日、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録を、21 万 9,000 円、20 万 6,000 円及び 19 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 30 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12月22日支給分の標準賞与額に係る記録を30万7,000円、29万9,000円及び31万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日  
② 平成16年7月9日  
③ 平成16年12月22日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年9月30日に社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成15年12月24日、16年7月9日及び同年12

月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録は、30 万 7,000 円、29 万 9,000 円及び 31 万 3,000 円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社 A から提出を受けた賃金台帳（賞与支給一覧表）によれば、社会保険庁に記録されている標準賞与額、30 万 7,000 円、29 万 9,000 円及び 31 万 3,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳（賞与支給一覧表）において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 24 日、16 年 7 月 9 日及び同年 12 月 22 日支給分の標準賞与額に係る記録を、30 万 7,000 円、29 万 9,000 円及び 31 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 30 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から45年3月まで

私の国民年金は、結婚をした昭和39年6月ごろ、夫が入籍手続や国民健康保険の加入手続等のため市役所に行った際、加入手続を行い、集金人に、私が会社を退職した37年12月にさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた。その後は、夫が、自身の保険料と一緒に納付してくれていたため、私の分が未納となっていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和39年6月ごろに、申立人の夫が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に37年12月までさかのぼって納付し、その後も自身の保険料と一緒に納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和46年3月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、過年度保険料は国庫金となるため集金人に納付することはできないことから申立内容は不自然である。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおら

ず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1483 (事案 990 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から55年7月まで

前回の第三者委員会の結論が、①第三者委員会の事務室担当者による情報秘匿行為は委員会の結論の効力を失わせるものであること、②申立人が主張する身体的特徴を有するA市職員が在籍したことは申立ての信ぴょう性を担保するものであること、③A市職員による詐取であり、この人物の調査・事情聴取を要求すること、④納付したのは昭和55年7月下旬で、これは特例納付期間を1か月経過しているが、納付期限を経過したことが納付の事実を否定すべき根拠にはならないこと、⑤申立人はA市において被保険者として管理されていないから、主張は不自然であると断言しているが、同市からパンフレットによる納付勧奨を受けたことは事実であるので、同市を精査すべきであること、⑥関連資料が無いことも理由としているが、これは物的証拠を提示しない限り、納付の事実を認めないと述べているのに等しいものであり、委員会設置の趣旨に反することから、それぞれの点について所見を求め、再調査・再審査を要求する。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i)申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和55年か56年の7月ごろにA市役所年金係で特例納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の60年4月にB市で払い出されていることが確認でき、このころに国民年金に加入したものと推認され、同手帳記号番号が払い出されていない段階では、制度的に

も保険料納付はできなかったものと考えられること、ii) A市において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、同市において国民年金被保険者として管理されていなかったものと考えられること、iii) 申立人が国民年金に加入したと推認される上記の時点では、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、①第三者委員会の事務室担当者による情報秘匿行為は委員会の結論の効力を失わせるものであること、②申立人が主張する A 市職員が在籍したことは申立ての信ぴょう性を担保するものであること、③ A 市職員による詐取であり、この人物の調査・事情聴取を要求すること、④納付期限を経過したことが納付の事実を否定すべき根拠にはならないこと、⑤申立人は A 市からパンフレットによる納付勧奨を受けたことは事実であるので、同市を精査すべきであること、⑥関連資料が無いことも理由としているが、これは委員会の趣旨に反することなどとして、再申立てを行っているが、再申立内容は、いずれも当委員会の当初の決定を変更すべき申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料・事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から63年1月まで

私が国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、任意加入の喪失届をしている記録が確認でき、加入及び納付の事実が確認できなかったとの回答であった。私としては、国民年金に任意加入して以来、欠かさず国民年金保険料を納付してきたつもりであり、喪失届を提出した覚えもない。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付してきており、任意加入の資格喪失届を提出した覚えもないと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和57年6月17日に任意で新規取得した国民年金被保険者資格を59年8月24日付けで喪失していることがA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、これは申立人が所持している年金手帳の記載とも一致している。

また、申立人は、その後、昭和63年2月5日付けで任意の被保険者資格を再取得していることが上記の被保険者名簿及び申立人の年金手帳からも確認できるが、これ以前に国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間であり、このことはA市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者に関する電子記録「国民年金過去累計記録表示」及び社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から60年10月まで  
申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を口座振替で納付していた。  
申請免除期間とされていることに納付できないので記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除申請手続は行っておらず、保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市が昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は免除期間となっており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致する。

また、申立人は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたとも主張しているが、上記の国民年金収滞納リストにおいて、口座振替による納付が確認できるのは昭和61年5月以降であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年10月まで  
申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を口座振替で納付していた。  
申請免除期間とされていることに納付できないので記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除申請手続は行っておらず、保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、A市が昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は免除期間となっており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致する。

また、申立人は、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたとも主張しているが、上記の国民年金収滞納リストにおいて、口座振替による納付が確認できるのは昭和61年5月以降であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 12 日から 47 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間においてもA株式会社に勤務し、昭和 49 年 2 月 1 日まで継続して勤務したが途中で社名が株式会社Bに変更されていたことも知らなかった。社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の同僚の供述から申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主に照会したところ、事業所が倒産したため関連資料は保管しておらず、当時の経理担当者も既に亡くなり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を控除したかについては分からない旨の供述をしている。

また、元事業主及び複数の同僚は、当該事業所は昭和 43 年 12 月末ごろに倒産したものの事業は継続していたと供述している。

さらに、当該事業所に係る社会保険庁の記録では、昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、元事業主の妻が事業主であったとする関連会社である株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となった 47 年 8 月 1 日に複数の同僚は同社において厚生年金保険の被保険者の資格を取得しており、申立人も同日付で被保険者となっている。この 44 年 1 月 1 日から 47 年 8 月 1 日までの間において、厚生年金保険に加入している同僚は確認できない上、複数の同僚に照会しても、申立期間

において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

加えて、当時の経理担当者は、当該期間に国民年金に加入していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間のうち、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和44年1月1日までの期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間のうち同日までの期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 16 日から同年 11 月 1 日まで  
私は株式会社Aに昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 8 月 27 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和 63 年 4 月 16 日から同年 11 月 1 日までの間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 8 月 26 日まで、申立人が株式会社Aで雇用保険の被保険者であった記録があり、上記の期間において、申立人が同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同期入社だったとしている 2 人の従業員も、申立人と同様に、昭和 63 年 4 月 1 日に資格取得後、同年 4 月 16 日に資格喪失しており、その後再度資格取得している。

また、上記名簿によると、申立人が記憶する同僚のうち、複数の者が株式会社Aでの被保険者記録が確認できず、加えて、申立人より数年前に入社したとしている者が、申立人より後に資格取得していることが確認できることから、同社においては、厚生年金保険の加入手続を必ずしも全員について、また必ずしも勤務期間すべてについては行っていなかったことがうかがえる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、株式会社Aは既に解散しているため、同社の元代表取締役等に照会したところ、申立人及び申立人と同期

入社2人の被保険者記録が欠落していることについては知らなかったとし、その理由についても分からない旨供述しており、当時、社会保険手続や給与計算は会計事務所に委託していたため詳細については分からないが、現在はその所在地や連絡先等も不明であり、当該会計事務所からもらった給料台帳も既に処分した旨の回答があり、当時の社会保険の資格取得及び喪失の届出や厚生年金保険料の控除等については確認できない。

加えて、申立人及び複数の元同僚が、申立期間当時は給与明細書がもらえなかったため、厚生年金保険料が控除されていたかについては分からないと述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 49 年 10 月 26 日から 52 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、  
①昭和 48 年 8 月から 49 年 9 月までの 13 か月間及び②49 年 10 月から 52 年 4 月までの 30 か月間について未加入となっていることが分かった。この間は株式会社Aに正社員として勤務していた時期で、厚生年金保険が未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表取締役及び同僚の供述により、申立人が、正確な期間は特定できないものの、申立期間①及び②において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、上記の元代表取締役に照会したところ、当該事業所は既に解散しており、資料も残っておらず、申立期間当時の記憶も定かでない旨の回答があり、申立期間①及び②に係る事実を確認することができない。

申立期間①について、社会保険庁の記録において、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 9 月 1 日からであり、それより前に適用事業所となった記録は確認できず、申立人の資格取得年月日も同日である上、申立期間当時の給与、社会保険事務の担当であった同僚は、当該事業所の厚生年金保険の加入は、昭和 49 年 9 月 1 日付けで自分が手続

し加入したものであり、当該事業所においてそれより前に資格取得していた者はいない旨の供述をしており、社会保険庁の記録においても、同日より前に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できない。

申立期間②について、上記の給与、社会保険事務の担当であった同僚は、申立人の資格喪失時期についてははっきりした記憶はないが、喪失理由については、申立人の希望を聞いて代表取締役の了解のもと喪失の届出をしたと思う旨の供述をしている。

また、複数の同僚に照会した結果においても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が抜けている旨の回答をした者はおらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日は昭和49年10月26日となっており、その後の改定記録は無く、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月8日から同年5月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和26年6月1日から33年4月1日までの期間については、訂正の必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月8日から33年4月1日まで

私は、A株式会社に昭和26年4月8日から昭和33年3月末まで継続して勤務していた。当時、同社は法人であったし、正職員として雇用されていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和26年6月1日から33年4月1日までの期間については、社会保険事務所のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が同じ読みで生年月日が2日違い（社会保険庁の記録では同姓同名で生年月日が1日違い）の人物の加入記録が申立人の記録であるとして、既に平成21年10月27日付けで、社会保険庁の職権により申立人の厚生年金保険加入記録として統合されている。

また、申立期間のうち昭和26年4月8日から同年5月31日までの期間については、複数の同僚の供述により当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態に関する情報を得ることはできない。

さらに、当該事業所は昭和45年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、人事記録及び賃金

台帳等の資料を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間のうち昭和 26 年 4 月 8 日から同年 5 月 31 日までの期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 26 年 4 月 8 日から同年 5 月 31 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで、A と名の付く会計事務所、経理事務所あるいは税理事務所のいずれかに勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A 会計事務所、A 経理事務所及び A 税理事務所について、B 県内において厚生年金保険の適用事業所である記録及び適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立事業所の法人登記簿は無く、C 税理士会及び日本公認会計士協会 D 会に照会するも申立事業所及び事業主について確認できない上、申立人も事業主についての記憶が無く、事業主への照会ができないため、申立てに係る事実及び厚生年金保険の適用を確認できない。

さらに、申立人が記憶していた複数の元同僚は、申立事業所においては、厚生年金保険には加入していなかった旨供述しており、そのうち一人は、申立期間に国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 1 日から 53 年 12 月 31 日まで  
A市に本店のあったB社のC支店に一人で勤務していた。A市の本店が厚生年金保険を適用されていたので、C支店も厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に有限会社BのA市の本店は、厚生年金保険が適用されていたので、申立人が勤務していた同社のC支店も厚生年金保険が適用されていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとする有限会社BのC支店は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、公共職業安定所の記録においても雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

さらに、閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、有限会社Bが存在したことは確認できるが、同謄本に記載された代表取締役は既に死亡しており、もう一人の役員は「C店は代表取締役が個人的に運営していた店であり、ひとりの方が勤務していたことは承知しているが、有限会社Bとして直接関与していない。また、申立人は知らない。」と回答している。

加えて、有限会社Bの本店に勤務していたとする元同僚は「当社にC支店があったことは今回の照会で初めて知った。申立人は知らない。」と回答しており、申立人の勤務の状況等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間の昭和 51 年 1 月から 53 年 12 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで  
株式会社Aに昭和 30 年 6 月に入社し、31 年 12 月 31 日に退職するまで継続して勤務した。社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の資格取得日が同年 6 月 1 日となっていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に株式会社Aにおいて陶芸作家の弟子として就業していたことは推認できるが、当該事業所は、登記簿の記録によると昭和 33 年 8 月 5 日に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、賃金台帳等関連資料は保管されていないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、当時の事業主は、申立人は当該事業所に勤務していた陶芸作家の弟子であり、定まった給与は無かったと回答しているほか、申立期間当時の事務担当者は、申立人は入社から何か月かは上記の陶芸作家の弟子としての取扱いとなっており、日付の特定はできないが、その後社員となったと思う旨回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚に照会したところ、申立人と同様に陶芸作家の弟子として仕事に従事していた元同僚の厚生年金保

険被保険者資格取得日が、同人の記憶する入社日から1年程度後とされていることから、当時当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 8 年 1 月 30 日まで  
私は、昭和 38 年 8 月から株式会社Aに勤めておりましたが、平成 9 年に倒産しました。社長は私の実兄で、私は取締役でした。最近になって、私の年金受給額が少ないように思われたので、社会保険事務所で調べてもらったところ、平成元年 10 月から標準報酬月額が給与の半分になっていました。その当時は、会社の業績も悪くなかったので、調査をしてほしい。当時の帳簿等は、事務所に残したまま退去しましたので残っていません。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間に株式会社Aに役員として勤務していたことが確認でき、社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が、昭和 58 年 10 月から平成元年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から 2 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 3 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から 5 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から資格喪失時までは 34 万円とされている。

一方、申立人は昭和 61 年に昇給があったと供述しているが、株式会社Aは平成 10 年 6 月に破産しており、元事業主、当時関与していた税理士事務所及び破産管財人のいずれにも当時の会計帳簿、人事記録等は残されておらず、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはで

きない。

さらに、申立人は、平成元年9月まで標準報酬月額が41万円であったものが、平成元年10月から8年1月までの期間において20万円から34万円に下がったことについて疑問があるとしているが、元事業主に照会したところ、「期間をはっきりと覚えていないが、申立人が病気のため仕事ができず、長期に療養をしていたため給与を下げた。」旨供述しており、複数の元同僚も「期間をはっきりしないが、申立人が病気のため長期に療養していた。」旨を供述しており、社会保険事務所の健康保険の給付記録照会においても平成元年12月に療養費の給付記録が確認できる。

加えて、当時の役員及び複数の同僚の標準報酬に係る社会保険庁の被保険者記録を見ても、標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事実はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から30年12月9日まで  
昭和27年8月にA株式会社に入社した。その後同社は、B株式会社  
社名を変更したが、私は引き続きB株式会社に勤務し、30年12月に退  
職した。社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険未加入期間と  
なっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司及び同僚の供述により、申立人が申立期間において  
期間は特定できないが、B株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A株式会社は昭和29年3月  
1日に適用事業所に該当しなくなっており、別会社として設立されている  
B株式会社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認  
することはできない。

また、申立人の上司及び同僚についても、申立人と同様、A株式会社が  
適用事業所に該当しなくなった昭和29年3月1日に厚生年金保険被保険  
者資格を喪失しており、同日以降、B株式会社において引き続き被保険者  
資格を取得している者はみられない。

さらに、B株式会社は既に解散しており、申立期間当時の事業主の所在  
は不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与か  
ら控除されていた事実を確認することができる資料及び供述を得ることは  
できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について確認

できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。